

第10回区政改革懇談会・議事要旨

日時 平成20年12月16日(火)、19:00~21:00

会場 サンパール荒川 高砂・羽衣

議事要旨

開会

1. 開会

○ 座長

- ・ 本日は、前回の後半に引続き、福祉分野についてのグループ討議を行う。
- ・ 二期目に入った西川区長は「幸福実感都市あらかわ」「区政は区民を幸せにするシステムである」という理念を掲げている。行政が熱心に行っている施策を、一人ひとりの区民が、街の中で、町会などの組織の中で、どう「実感」しているかが大切である。
- ・ 行政は多くの施策を行っているが、それが区民にどう実感しているのか、それに対してどう評価するのか、という点で迷いがあるのではないか。
- ・ 福祉分野は、区にとって比較的新しい分野であり、また参加者の多くは直接関わりのない分野であるので討論が難しいかもしれないが、この会としては、区民の実感を指摘し、提案する必要があると考えている。
- ・ 次回の前半は、福祉分野についてグループ発表を行うので、発表者を決めて頂きたい。

○ 伊藤企画担当課長

- ・ 前回、介護保険制度に関するご質問が多かったため、冊子「みんなで支えあう介護保険」を配布した。また、福祉分野の課長も出席している。
- ・ 平成21年度4月以降の運営に関するアンケートを配布しているので、ご協力頂きたい。

2. 防犯分野のグループ討議

- ・ 【グループ討議の結果まとめ】別紙参照

3. 次回の懇談会について

○ 座長

- ・ 次回は平成21年1月14日(水) 19:00~21:00に行う。

以上

第10回 区政改革懇談会 グループ討議の結果まとめ

平成20年12月16日(火)午後7時～9時 @サンパール荒川 高砂・羽衣

<南千住グループ>

1. 介護保険制度等の高齢者への情報伝達について

【介護保険制度のパンフレットについて】

- ・ 介護保険制度の案内パンフレットは、特に介護が必要となるような高齢者にとって分かりにくい。
- ・ 介護保険制度が複雑なので解説文や説明文の表記も複雑にならざるを得ないのは分かるが、介護を受けようとした高齢者の立場に立ち、その人の状況に応じた申し込み手続が段階的に分かりやすく表記されているようにしてほしい。

【介護保険制度の広報の方法】

- ・ 介護保険制度等の広報を区はどのようにしているのか。

<区からの説明>

- ・ 区内全域への広報として、新聞折込で配布している。他に、区の施設の窓口にも置いている。
- ・ 区役所に来て頂ければ、介護保険制度等についての詳細はお伝えできるし、手続等についても丁寧に説明する。また、区役所に直接電話してもらえれば、関連する担当に連絡し、総合的に対応できるような仕組みになっている。

【充分ではない高齢者への情報伝達】

- ・ 新聞を取らない家庭が増えているので、区内全世帯に情報伝達されているわけではない。
- ・ 区役所は敷居が高いところと思っている高齢者も多く、困っていても区役所に来なかったり、区に連絡を取ろうとしない人が多い。
- ・ 介護が必要と思われる高齢者ほど、区役所等への連絡を取ろうとしないと思われる。

※補足説明

- ・ 介護保険事業等の運用を区内全域で効率的に実施していくために、現在区内5箇所に「地域包括支援センター」が設置されているので、区役所に直接連絡をとりづらいついことであれば、そちらの方にも相談できる体制を整えている。

【区からの情報発信のあり方について】

- ・ 福祉に関わる情報、特に介護保険制度のような情報は、区が高齢者全世帯にパンフレットを直接配布し、説明して回るようなことが必要である。

2. 介護保険制度等の適用手続の考え方について

【介護が必要な高齢者の掘起し】

- ・ 現在の介護保険の手続きは、申請があった方に対応する仕組みになっているが、潜在的な要介護高齢者は多くいる。区が積極的に要介護高齢者を掘起すような仕組みが必要である。

3. 民生委員について

【民生委員の現状】

- ・ 民生委員の中には、民生委員を名誉職として認識したり、世襲的な関係になっている

人がいるように見受けられる。

<区からの説明>

- ・ 民生委員については、福祉推進課で所管している。民生委員は区内に約 212 名おり、児童委員も兼ねている。
- ・ 民生委員は高齢化し、また、なり手が少なくなっているため、現在の民生委員には、一所懸命やっただいていただいていると認識している。

※補足説明

- ・ 荒川区における民生委員・児童委員は、3年に1回一斉改選しており、候補者については、推薦会の審査を経て、東京都に推薦している。しかし、近年、民生委員・児童委員の業務が増大しているため、委員就任の希望者が少なく、欠員を補充することが困難な状況になっている。

【民生委員の役割、負担等について】

- ・ 一人の民生委員が抱えている対象世帯が多すぎるのではないか。また、民生委員も結果責任を問われることとなると、本気で困った人との関わりを持つことをしなくなる。以前に都営住宅で子どもの虐待があったが、その際には民生委員は何ら役割を果たしていなかった。
- ・ 民生委員の中には、区役所に顔を向けて仕事をしているような人がいるように見受けられる。現在の民生委員制度は制度疲労しているのではないか。

※補足説明

- ・ 近年、高齢者や子育て等の分野で、区や社会福祉協議会からの依頼事項が増加しているため、区等との連携は密接になっている。また、民生委員・児童委員の業務が増大しているため、委員就任の希望者が少なく、欠員を補充することが困難な状況になっている。制度の見直しについて、現在、東京都が委員会を設置し、検討を進めているところである。

【民生委員を補完する制度】

- ・ 区として、民生委員をサポートしてくれる人を集めて養成講座を開催したらどうか。

<区からの説明>

- ・ 都が新しく民生委員協力員制度をつくり、民生委員をサポートするシステムが出来た。

※補足説明

- ・ 東京都が、平成19年度から、民生委員協力員制度を創設し、業務が増大・多様化している民生委員・児童委員のサポート制度を構築した。荒川区においても、本年度、3地区において、合計9名の協力員を委嘱し、委員のサポートに当たって頂いている。

4. 福祉政策に関する目標

【申請主義から掘起し主義へ】

- ・ 福祉政策の根本的な考え方として、行政は申請主義から掘起し主義への転換を図るべきである。

【孤独死ゼロ】

- ・ 高齢者の孤独死がゼロになるような地域社会をめざす。

<荒川グループ>

1. 福祉について

【“不公平感”がある福祉分野】

- ・ 救急車の悪質な利用、介護保険認定、生活保護認定など適切でない例が見られ、“不公平感”がある。これが払拭されることが重要である。
- ・ そのためには各個人の思いやり、他人への配慮が大切である。

2. 情報不足の解消

【一人暮らし高齢者の情報不足】

- ・ 高齢者登録の制度は自己申告主義である。情報不足から支援を受けられない人が多い。
- ・ コミュニティがうまくいってればいいが、そうでないと適切な情報が得られない場合がある。

※補足説明

- ・ 区では、「支えあい見守りあい事業」を実施しており、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等、地域での見守りを必要としている人を名簿に登載している。その名簿の作成に当たっては、本人が希望することを前提とし、対象となるべき要件を具備した時点で、名簿への搭載を希望するかどうかについて、本人に意向を確認している。

【地域に無関心な子育て世代】

- ・ 今の子育て世代は人と関わろうとしない人が多く、お互いに無関心である。子どもを介してかろうじてつながっているが、将来、地域が崩壊するのではないかと不安である。

【コミュニケーションの減少】

- ・ 昔は縁側や茶の間に上がり込んで話したものだが、最近では、マンションの玄関やドア越しでの会話が多くなった。誰もが警戒心を強くしている。井戸端会議の場がない。
- ・ 商店街は、一人暮らしの人でもコミュニケーションの場として機能するのではないか。
- ・ スーパーマーケットは、便利で価格も安く買い物がしやすいため、商店街は活性化しない。後継者不足も直接の原因である。

【話し相手の発掘】

- ・ 一人暮らしの高齢者が一番望んでいるのは、話し相手になってくれる人だ。話を聞いてあげるだけなら、町会などがボランティアでできるのではないか。いわば、「時間ボランティア」である。
- ・ 全ての人から自分から積極的に出掛けられるとは限らない。引っ込み思案な人も多い。
- ・ いきいきサロンのような場所も既存のグループが仕切っているなどして閉鎖的な雰囲気である。

【必要な情報の取得】

- ・ 関心のある分野を登録しておくで情報が届く携帯電話のメールサービスがある。
- ・ 携帯電話を使った情報提供は、高齢者には使いづらいサービスである。年齢に合わせた方法を考えて欲しい。
- ・ 「欲しい情報は自分で取る」ことにし、必要以上に情報を流さない方向に切り替えたらどうか。

【情報伝達方法】

- ・ “隣組”のような小さい組織をつくり情報を行き渡らせる。
- ・ 情報提供は口コミが最も効果的である。町会よりもっと少人数の集団をつくり、リーダー役がいれば情報が各個人に伝わるのではないか。
- ・ その仕組みは「隣組」と同じである。協力する家庭は少ないはずである。

【相談相手】

- ・ 困ったときにちょっと相談できる人が地域にいるといい。町会長さんや区役所では敷居が高いので、もっと身近な人であるといい。
- ・ そのアイデアは、「隣組」と同じことになるのではないか。

- ・ 一人暮らし高齢者に相談相手を見つけるお手伝いをする運動を提案する。町会は、各高齢者に相談相手がいるかどうかを確認する。
- ・ 相談相手は、ボランティアグループを作ってもよい。「おせっかいおばさん」「おせっかいおじさん」運動の高齢者版である。ただし、ネーミングはもう少し考えた方がよい。
- ・ 高齢者に限らず、区内に引っ越してきた人にも「おせっかい」をしてあげるといい。
- ・ 人選は、町会の役員だけではなく、新しい地域の担い手も加えるべきである。

3. 活動団体のコーディネート

【多くの団体のコーディネート】

- ・ 地域に分野別の団体が数多くあり、細分化されていたり、活動内容にダブリがある。それらの団体がそれぞれ町会に協力を求めてくるので対応しきれない。
- ・ 多くの団体から大量のチラシが町会長に入ってきて、回覧しきれない状態である。
- ・ ヨコの連携を図る、もしくはコーディネートする機能が必要である。
- ・ 社会福祉協議会、民生委員、町会などそれぞれの当事者同士が参加して話し合う場が必要である。
- ・ 情報提供の方法について、苦情が出るからといって中止しては効果が出ない。きちんと説明しながら効果的だと考える方法を貫く姿勢が必要である。

＜区からの説明＞

- ・ 民生委員協議会など情報交換の機会があるが、それぞれの団体が独自の観点から自主的に活動している。区としては、それらに対する情報提供をできるだけ行うが、各団体の自主的な活動を制約することはその主旨に反することになりできない。
- ・ 効率的な情報提供のためのツールの確保には苦労している。新しいツールとしてケーブルテレビによる区内情報の提供があるが、視聴率も低くまだ良く認知されていない。

＜町屋グループ＞

1. 介護が必要な人のいる世帯の状況

【『老老介護』の介護者への支援】

- ・ 90歳の親の介護を70歳の子どもが行う『老老介護』の存在もあり、70歳の子ども側にも支援が必要である。

【地域での支援】

- ・ 介護従事者に対する近所の人々の手助けはお茶飲み話程度で、それ以上はプロでないと無理である。

【『マイレージ型介護』の仕組み】

- ・ 居住地近くでのボランティアは出来るが、遠くに住む親の所に行くのは時間もお金もかかるので頻繁には行けない。地域通貨やマイレージのように、町屋地区でボランティアをすることでポイントを貯め、親の介護に使える仕組みが出来るとよい。

2. 子どものいる世帯の状況

【小学生の留守番】

- ・ 中学生は、放課後から親が帰宅するまでの間に留守番が出来るが、小学生は難しい。学童終了後から親が帰宅するまでの間、家の中が怖いから玄関付近で待っている小学生もいる。子どもが困っていることを親の側が深刻に捉えていない。

【家庭内離婚世帯に対する公的支援】

- ・ 離婚が成立していない世帯はひとり親世帯向けのサービスが原則受けられない。離婚が法的には成立していないが、実質的には一人親世帯である家庭も支援を受けやすくする仕組みが必要である。
- ・ 特に DV 世帯は離婚が成立しにくいので、子どもが困っている様子が見受けられる。

【親同士の助け合いネットワーク】

- ・ 昔は地域コミュニティの中で子どもを預けたり、預かったりの付き合いがあったが、今は親が近所づきあいをしないので、困ったときに近所に頼めない状態である。
- ・ 親が働いていることが多いため、子育て世帯同士のネットワークもない。

3. 「困っている人」の状況

【声を上げられない人を救うシステム】

- ・ 「助けて」と言える人は普段からご近所づきあいのある人であり、むしろ声を出せない人に支援が必要である。
- ・ 声を出せない人には、近所の人気づいたときに専門家に通報できるシステムをつくらうか。

4. 近所の助け合いやボランティア

【負担感】

- ・ 他人の子どもを自宅で預かるのは負担感が強い。一度引き受けると結局は何度でも引き受けないといけなくなるのが困る。
- ・ 昔は「お互い様精神」で何とかやれていたが、今はご近所ネットワークが成立していないので、一部の善意の人に非常に負担がかかる結果になる。

【ボランティアのイメージ】

- ・ ボランティアが長続きするためには、お茶代程度のバイト代が欲しい。
- ・ 善意で「やってあげる」場ではなく、自分の特技が生かされ、それが喜びとなる場があるといい。例えば、登録した特技に関連する依頼が来る仕組みがあるといい。
- ・ 区内にも縫い物や大作業などのボランティアサークルがあるようだ。
- ・ ボランティアが「格好良く」出来ると良い。今はイメージが泥臭い。

5. 地域の「駆け込み寺」

【困った人が駆け込む場の設置】

- ・ 放課後や学童保育が終了した後に、親が不在で子どもが困った時に、子ども自身の判断で気軽に立ち寄れる場所が必要である。
- ・ 荒木田のふれあい館のような場所で、子どもの居場所を作ったらどうか。
- ・ 地域にひとつ、子どもから高齢者、介護者など、困った人がいつでも気軽に駆け込める施設があると良い。

【地域コミュニティの運営】

- ・ 「駆け込み寺」の運営を継続するためには専属の人がいないと難しい。
- ・ ボランティアは「大人がいるだけでいい」ぐらいのレベルでないと参加する人が少ないのではないかと。責任が伴うと応募者が少なくなる。

6. 声掛けによるコミュニティ形成

【ご近所ネットワークの形成】

- ・ 昔は大人同士で挨拶をすることで、子どもが近所の人顔を覚えていった。今は子どもに先に声を掛けることで、親が近所の人顔を意識するようになる。

- ・ 挨拶やちょっとした気遣いの声掛けなど『半歩のおせっかい』ならば、地域に住む大人がそれぞれ出来るのではないか。

<尾久グループ>

1. 介護保険制度の問題

【介護保険制度の実態の勉強】

- ・ 介護保険制度が使いにくいなどの問題があるようだが、身近にそのような状況がないために実態がよく分からない。
- ・ 今後、区民参加で福祉について検討する場合には、介護保険制度の内容や区の独自の施策、社会福祉協議会やボランティア活動の実態を勉強する必要がある。

【実態に合わない介護保険制度】

- ・ 家族がいると介護サービスの制限が大きい。
- ・ 介護保険制度が実施されてから、サービスを受けるための金銭的な負担が増えている。

2. 介護保険と連携したボランティアの活動

【送迎サービス】

- ・ 家族は仕事を持つか高齢化しているので、日常的に送迎を行うことは困難である。
- ・ 荒川区のデイサービス施設は比較的、数が多いが、送迎サービスが充実していないので、利用しにくいのが実態である。送迎サービスのボランティアを増やすべきである。

【家事支援サービス】

- ・ ホームヘルパーは家政婦のような自由度の高いサービスを提供する役割ではないが、介護を受ける人は家事援助を望んでいる。
- ・ 洗濯、家事、買い物など一般の人でも提供できる内容は、ボランティアが担当するようにし、専門的な介護サービスを介護保険制度にのっとなって利用しやすいようにする。

【介護保険の隙間を支えるボランティア等の活用と育成】

- ・ 介護保険制度のメニューに乗らないが必要とされるサービスがある。そこをターゲットに有償ボランティアを組織したらどうか。
- ・ 20～30 歳代の若者は地域とのつながりを求めている。若い人の力と感覚をボランティアに活用できないか。
- ・ 区が主導して、ボランティアを組織するべきである。また、区独自の訪問看護師を利用できないか。

3. ケアマネージャーの育成

【介護者の日頃の生活を十分把握するケアマネージャーの育成】

- ・ 介護サービスのプログラムが機械的につくられるケースが見られる。そのため、不適切な内容になりがちである。
- ・ 家族から状況をよく聴き、十分に実態を把握する必要があるが、ケアマネージャーが忙しすぎて出来ていない。

【地域や家族の状況の把握】

- ・ 荒川区は社会福祉協議会を中心に、ボランティア活動が盛んである。また、区の独自施策もある。これらと介護保険のサービスを組み合わせて介護のプログラムを作れば、もう少し使いやすくなる。
- ・ 荒川区の状況をよく知ったケアマネージャーを作ることが必要である。

4. 地域情報が集まる核の形成

【個人情報の保護】

- ・ 荒川区の社会福祉協議会活動では、多様なボランティア活動の情報が把握され、ボランティア同士の組織化もされている。しかし、サービスの受け手側の個人情報の保護が壁になり、必要な支援が届きにくい状況になっている。
- ・ 介護を抱えている家族にしてみれば、どこに何を相談してよいのか分からない。
- ・ サービスの提供者と受け手が情報を共有できず、地域の相互扶助が出来にくい状況がある。
- ・ 民生委員が実態を把握していることが多いが、個人のキャラクターに左右され、十分に活かされていない。
- ・ 地域のボランティアの担い手と受け手の情報が共有できる場があるとよい。

【商店街の活用】

- ・ 商店街は地域の情報に詳しい。今、尾久地域では、商店街から情報を発信し、地域の商店街として活性化していこうとする動きがある。

【利用者から介護保険制度の改善の働きかけ】

- ・ 介護保険制度は、全国一律なので使い勝手が悪い部分がある。
- ・ 介護を必要とする人が声を出すことが必要である。気楽に声を出す場をつくる。
- ・ 家族を介護している男性の集まる「男性介護者の会」が活発に活動している。これと地域のボランティアが交流できるとよい。

5. 活動団体同士が交流するサロンの形成

【団体同士の交流による地域情報の共有】

- ・ 荒川区にはいろいろユニークな活動があるがそれらが上手くつながっていない。
- ・ いきいきサロンが活用できないか。
- ・ いきいきサロンの中心メンバーが、人の交流、情報収集が出来れば、地域の情報はここに集まると思う。
- ・ 地域のボランティアや社会福祉協議会と協力して、新しいサロンをつくとよい。地域の情報が共有され、団体同士が交流し、活動がつながるための場が必要。

<区からの説明>

- ・ 「粹・活（いきいき）サロン」は、現在区内に 27 箇所。家に閉じこもるお年寄り等を外に連れ出すのが目的であり、交流は行っていない。

【総合的に福祉のことを話し合える場】

- ・ 荒川区の福祉を総合的に話し合える場を持つ必要がある。介護保険制度についても、ボランティアの実態や福祉施策などを知らないと十分な検討が出来ない。

<日暮里グループ>

1. 誰もが使えるたまり場の形成(前回の続き)

【地域に出るきっかけ】

- ・ ひろば館のスペースの一部を使って常時使えるたまり場をつくる。
- ・ 2～3人程度の少人数の施設なら公共でつくる必要はない。民間でつくってはどうか。

【地域での活動】

- ・ 地域のイベントやゴミ回収などの活動に、人を集めようと、いろいろ知恵を絞っているが効果が出ない。どうしていいのか思案が尽きている。

2. 個人のプライバシー保護と見守りのジレンマ(前回の続き)

【近所づきあいとプライバシー】

- ・ 地域で福祉に取り組むための情報を共有するには、日ごろから近所で信頼関係をつくることが重要である。ただ、必要な情報だけで全ての情報を知らせる必要はない。
- ・ プライバシーについて「公（パブリック）」、「共（コミュニティ）」、「私（プライベート）」の3つで考える。今は、「公」と「私」だけでしか考えられていないので、情報は出すか出さないかの2極化している。「共」の領域を含めれば、もっと情報の取り扱いがしやすくなるのではないか。

【民生委員と町会の連携強化】

- ・ 民生委員は地域の情報を持っているので、もっと町会とのかかわりを強くする。

3. 行政サービスに関する福祉情報の伝達(前回の続き)

【『地域の知恵者』の醸成】

- ・ 行政の情報を地域の人たちに伝えるために、「地域の知恵者」を醸成し、常にたまり場にいるようにする。そこに行けば情報があるとわかる仕組みをつくる。

4. 民生委員の活動について

【民生費について】

- ・ 区の民生費が歳出全体の46.6%と、とても多くてびっくりした。そこまで費用がかかるのであれば民生委員の仕事を行政主導にしてもよいのではないか。
- ・ 民生費の全てが民生委員の活動にまわっているわけではない。生活保護費など民生委員の活動以外の費目も含まれる。また、民生委員の活動に報酬はなく、ボランティアと同じである。

【民生委員の活動】

- ・ 民生委員の活動は、区民からみたら分かりにくい。
- ・ 民生委員は、申請があった場合に支援を行うだけではなく、地域の人々からの口コミで把握した支援が必要と思われる人への声かけなど、自主的な活動も行っている。また、救急車が呼ばれたときも昼夜問わず駆けつけていかなければならないなど、大変な仕事である。
- ・ 民生委員の活動は地域密着型が基本で、支援を必要としている人や、社会福祉協議会、町会、行政などの間に立つパイプ役として大事な役割がある。
- ・ 民生委員の普段の活動だけでは見えないこともある。民生委員の活動をよく知らない区民からの意見も新鮮なはずなので、そうした区民からの意見も聴きながら活動してほしい。

【民生委員と社会福祉協議会の違い】

- ・ 民生委員自身が、民生委員と社協との関係が分かりにくくて困っている話を聞く。
- ・ 社会福祉協議会が地域で活動をするときに、民生委員が地域への橋渡し役となることがあるが、基本的に活動は別々で行っている。

＜区からの説明＞

- ・ 社会福祉協議会は、社会福祉法人であり、社会福祉法で位置づけられている団体である。運営費用は会員からの会費と区補助金がベースとなっている。

【民生委員の選出】

- ・ 民生委員は、代々受け継がれることがあると聞くが、そういう選び方で個人のプライバシーが守られるのか心配である。
- ・ 民生委員は、地域の推薦に基づき任命される。民生委員はプライバシーを守るという

意味で、技術的な専門性というよりも、その人の信頼性を重視して選ばれる。確かに、親が民生委員をしていてその子どもに引き継がれることがあるが、民生委員になった以上は、プライバシーは必ず守る。家族にも他言はしない。

- ・ 民生委員の専門性については各自で努力して身につけるのが基本である。民生委員になってから、勉強会や配られた資料、他の人からの情報などを使って勉強していく。

※補足説明

- ・ 民生委員・児童委員の候補者は、各地区民生委員協議会会長や前任の委員、町会長など地域の方の推薦を受けて、区の民生委員推薦会の厳正な審査を経て、東京都に推薦されることとなっているため、代々受け継がれることはないと認識している。また、民生委員・児童委員の個人情報保護については、民生委員法で遵守が義務づけられている。

以上